

三輪または四輪の軽自動車をお持ちの方は **こちら**

車検証の初度検査年月を確認してください

三輪以上の軽自動車については、所有している車両の最初の新規検査年月(車検証の初度検査年月【図1参照】)によって、平成27年度以降の税率が異なります。

(図1)車検証の見方 最初の新規検査年月は、自動車検査証の「初度検査年月」に記載されています。ご確認ください。

| 自動車検査証 | | 最初の新規検査年月 | | 平成 25年 6月 6日 | | 軽自動車検査協会 | |
|--------|---------------|-------------|-------------|--------------|-------------------|-----------|-----|
| 両 番 号 | 交 付 年 月 日 | 初 度 検 査 年 月 | 自 動 車 の 種 別 | 用 途 | 自 家 用 ・ 事 業 用 の 別 | 車 体 の 形 状 | |
| | 平成 19年 6月 27日 | 平成 19年 6月 | 軽自動車 | 貨物 | 自家用 | バン | |
| 台 番 号 | 乗 車 定 員 | 最 大 積 載 量 | 車 両 重 量 | 車 両 総 重 量 | 長 さ | 幅 | 高 |
| | (4) | (250) | 990 | (1360) | 290 | 147 | 100 |



軽自動車税は、原動機付自転車や軽自動車などを4月1日現在で所有している人に課税される税金です。平成26年度の地方税法の一部改正により、平成27年度から原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車の税率が引き上げとなります。ただし、三輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから適用となります。また、平成28年度からは軽自動車税について、最初の新規検査年月から13年を経過した環境負荷の大きい自動車については、重課税が適用されます。

問合せ先▼役場税務課 係 4715013

軽自動車税の税率が変わります

バイク・トラクターをお持ちの方は **こちら**

平成27年度から新税率が適用されます

税制改正により、平成27年度(平成27年4月1日現在で登録がある車両)から原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車の税率が下表の通り引き上げられます。

平成27年度

平成27年度は、平成27年4月1日に新車を購入された場合のみ、新税率が適用になります。重課税率の適用はありません。

| 軽自動車車種区分 | 平成26年度まで | 平成27年度 最初の新規検査年月(初度検査年月) | | |
|----------|----------|-----------------------------|-------------|---------|
| | | 平成27年3月31日まで | 平成27年4月1日以降 | |
| 三輪 | 3,100円 | 3,100円 | 3,900円 | |
| 四輪 | 乗用 | 営業用 | 5,500円 | 6,900円 |
| | | 自家用 | 7,200円 | 10,800円 |
| | 貨物 | 営業用 | 3,000円 | 3,800円 |
| | | 自家用 | 4,000円 | 5,000円 |

平成28年度

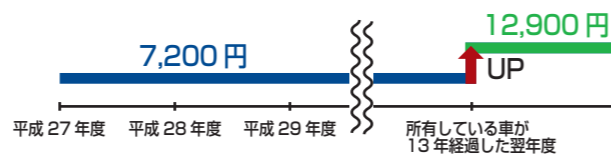
平成28年度からは、環境負荷の大きい車両である経年車(最初の新規検査年月から13年を経過した車両)に対して重課税が適用となります。(※1)

| 軽自動車車種区分 | 平成26年度まで | 平成28年度から 最初の新規検査年月(初度検査年月) | | | |
|----------|----------|-------------------------------|-----------------|---------------------|---------|
| | | 平成27年(※2) 3月31日まで | 平成27年 4月1日以降 | 13年経過(※3) 経年車重課税 | |
| 三輪 | 3,100円 | 3,100円 | 3,900円 | 4,600円 | |
| 四輪 | 乗用 | 営業用 | 5,500円 | 6,900円 | 8,200円 |
| | | 自家用 | 7,200円 | 10,800円 | 12,900円 |
| | 貨物 | 営業用 | 3,000円 | 3,800円 | 4,500円 |
| | | 自家用 | 4,000円 | 5,000円 | 6,000円 |

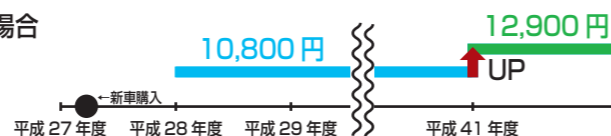
- ※1 動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車並びに被けん引車については、重課税の対象外となります。
- ※2 平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両については、新規検査年月から13年経過するまで、現行の税率が適用されます。
- ※3 平成28年度以降、毎年4月1日現在で最初の新規検査から13年を経過した車両。(平成28年度は、最初の新規検査が平成14年以前の車両が重課税の対象となります。)(平成29年度は、最初の新規検査が平成16年3月以前の車両が重課税の対象となります。)

軽自動車税の負担例(自家用・乗用の場合)

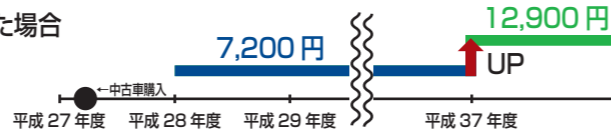
①平成27年1月現在、軽自動車を所有している場合
平成27年度…7,200円(現行税率)
新規検査年月から13年経過した翌年度から…12,900円



②平成27年5月に新車(初度検査年月:平成27年5月)に買い換えた場合
平成27年度…課税なし
平成28年度…10,800円(新税率)
平成41年度…12,900円(13年経過のため重課税率)



③平成27年5月に中古車(初度検査年月:平成23年7月)に買い換えた場合
平成27年度…課税なし
平成28年度…7,200円(現行税率)
平成37年度…12,900円(13年経過のため重課税率)



原動機付自転車

126cc以上のバイクなど

小型特殊自動車

| 種別 | 平成26年度まで | 平成27年度から | |
|---------|-----------------------|----------|--------|
| 原動機付自転車 | 50 cc以下 | 1,000円 | 2,000円 |
| | 90 cc以下(51 ~ 90 cc) | 1,200円 | 2,000円 |
| | 125 cc以下(91 ~ 125 cc) | 1,600円 | 2,400円 |
| | ミニカー | 2,500円 | 3,700円 |



原動機付自転車

126cc以上のバイクなど

小型特殊自動車

| 種別 | 平成26年度まで | 平成27年度から | |
|----------|------------------------|----------|--------|
| 二輪の軽自動車 | 250 cc以下(126 ~ 250 cc) | 2,400円 | 3,600円 |
| | 被けん引車(トレーラーなど) | | |
| 二輪の小型自動車 | 250 cc超 | 4,000円 | 6,000円 |



原動機付自転車

126cc以上のバイクなど

小型特殊自動車

| 種別 | 平成26年度まで | 平成27年度から | |
|---------|----------------|----------|--------|
| 小型特殊自動車 | 農耕作業用 | 1,600円 | 2,400円 |
| | その他(フォークリフトなど) | 4,700円 | 5,900円 |

※小型特殊自動車とは、トラクター、コンバイン、田植機、フォークリフト、ショベルローダーなどです。



税のお知らせ

確定申告はお早めに

所得税 2月16日(月)から3月16日(月) 消費税 1月1日(木)から3月31日(火) 贈与税 2月2日(月)から3月16日(月)
※土・日曜日、祝日は税務署での相談と申告書の受付は行っていません。
税務署の確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。
また、申告書の作成には時間がかかりますので、お早めにお越しください。▶問合せ 館林税務署 72-4373